○文化庁告示第十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年四月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年五月十四日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番地八号　株式会社学研教育出版（代表取締役社長　矢崎悦男）

三　利用方法　受験用参考書（減点されない英文解釈、夢をかなえる速読英語長文）において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　六、三三二円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物					利用方法及び補償金の額				
題号	著作者名	当該著作物（英文）が利用された形態（大学入試英語問題の区分）			利用方法（複製、譲渡）		補償金の額（単位：円）		
		大学名	年度	方式等	学部	問題番号	教材種別	教材名	
不明	不明	横浜市立大学	2003	2/25、本学　前期日程	商学部	大問2(3)	受験用参考書	減点されない英文解釈	2,100
不明	不明	千葉大学	2007	2/25、前期日程	医学部、園芸学部、教育学部、工学部、文学部、法経学部、薬学部、理学部	大問1	受験用参考書	減点されない英文解釈	2,100
不明	不明	同志社大学	2009	一般入試	法学部、スポーツ健康学部	大問3	受験用参考書	夢をかなえる速読英語長文	2,132
							合計		6,332

○文化庁告示第二十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年四月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年五月十四日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　スーパー・ロック'84　イン　ジャパン　株式会社オールプロデュース　一、一〇〇、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　米国カリフォルニア州ロサンゼルス市ウィルシャー・ブルバード一二四〇〇番地八五〇号室　メタル・オン・メタル・プロダクションズ・インク（代表者　サーシャ・ガヴァシ）

三　利用方法　「スーパー・ロック'84　イン　ジャパン」のうち、ロックバンドＡＮＶＩＬが「ＭＥＴＡＬ　ＯＮ　ＭＥＴＡＬ」という楽曲を演奏した部分の映像（二分三十五秒）について、ドキュメンタリー映画「アンヴィル！夢を諦めきれない男たち」の一部として、次の方法において日本国内で利用する。

①ＤＶＤメディアにおける複製及び当該ＤＶＤの製造・頒布

②放送（地上波放送、衛星放送（ＢＳ放送、ＣＳ放送等）、有線放送等）

○文化庁告示第二十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年四月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年五月十四日

文化庁長官　玉井日出夫